誓　約　書

令和　　年　　月　　日

佐世保市長　様

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名　　印

私は、佐世保市が実施する自動販売機（清涼飲料水等）設置場所の貸付に係る入札への参加を申し込むにあたり、次の事項を誓約します。
これらが事実と相違することが判明した場合には、市が行う一切の措置について異議を申し立てません。

１　自動販売機の管理運営について、佐世保市内で２年以上の実績があり、その管理・運営には支障ありません。
２　次のいずれにも該当する者ではありません。
イ　佐世保市暴力団排除条例（平成２４年条例第１号）に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者
ロ　佐世保市暴力団排除条例に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
ハ　正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
ニ　暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第９条第２１号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
ホ　自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
ヘ　法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団等に対して金品その他の財産上の利益の供与をした者
ト　暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
チ　その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者又は警察等捜査機関が確認した者
３　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第５条第１項に規定する観察処分を受けた団体に該当しません。
４　長崎県暴力団排除条例第３３条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から２年を経過していない者ではありません。
５　佐世保市内に本店、支店又は営業所を有しています。また、支店又は営業所を有する場合、佐世保市内で５年以上開設していることに相違ありません。（法人の場合のみ）
６　入札及び貸付契約締結時に不正を行った場合、いかなる処分を受けても異議、苦情を申し立てません。